

## 子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)のご案内

子育て世帯の生活支援のため、一時金を支給します。

### ■対象者

令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日以降に生まれた児童(18歳未満)を養育する父母等(令和3年10月以降、令和4年3月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

### ■支給金額

児童1人当たり一律10万円

(中学生以下の児童は、先行給付金として5万円を先にお振込みいたします。)

### ■支給手続き等

○町から児童手当を受給している方

令和3年12月24日に先行給付金として5万円を振込済みです。

振込先の通帳をご確認ください。

○共済組合から児童手当を受給している方

申請書を送付しております。申請期限は令和4年1月31日です。

必要事項を記入し添付書類とともに、役場福祉保健課まで提出してください。

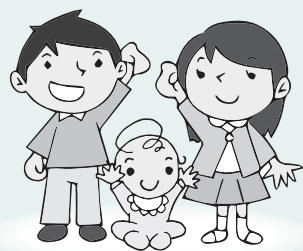
○残りの5万円については、1月中のお振込みを予定しております。

○高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童)

高校生については、10万円を現金で一括給付いたします。

対象者の方への通知は1月中に行いますので、通知が届き次第、速やかに申請願います。

※特例給付となっている方(児童1人当たり5,000円を受給している方)は今回の給付金の対象にはなりませんので、ご注意ください。



■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

## 新年度の入園児を募集します!

～受付は1月28日(金)まで～

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。入所を希望する方は、教育委員会学校教育課または各子ども園に「利用申込書兼支給認定申請書(新規入所)・現況届(継続入所)等」を提出してください。

### ●入所対象児童

生後3カ月以上(令和3年12月31日以前に生まれた児童)

※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

### ●年齢の基準日

令和4年4月1日

### ●受付期間

1月28日(金)まで

### ●受付場所

◎教育委員会学校教育課幼児保育庶務係  
(ファガス1F)

◎町内各子ども園

- ・峰浜ポンポコ子ども園
- ・八森子ども園

### ●申込書類

入所該当児童(平成28年4月2日～令和3年12月31日生)の保護者に申し込み書類を送付しています。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、既に送付されている案内書をご覧ください。

### ●入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

### ●保育料

- ・3歳以上児…無償
- ・3歳未満児…半額免除

※町内在住で町内の施設へ入所の場合、生計主宰者(保護者)の市町村民税(所得割課税額合算)による判定となります。

■問合せ先 教育委員会 学校教育課 幼児保育庶務係 ☎77-2728



## 福祉保健課からのお知らせ

### ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

#### 国民年金のポイント

##### ●将来の大きな支えになります!

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

##### ●老後のためだけではなく!

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

#### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

##### ●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。



##### ●「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けることが出来ない場合があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、下記までお問合せください。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608  
鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度(50歳未満)」「学生納付特例制度」がありますので、八峰町役場の福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

また、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することが出来ます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、福祉保健課または鷹巣年金事務所へご相談ください。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608  
鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490